

令和 8 年度学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめ防止等のための対策に関する事項

- (1) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
- (2) 分かる授業づくりの推進
- (3) 職員会議や職員研修の充実
- (4) 相談体制の整備
- (5) 保護者、地域との密接な連携
- (6) いじめ防止に係わる年間計画の作成

2 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさない手だて等）

- (1) 早期発見のための手立て
 - ・ 「あゆみ」の日記や EILS ジブンミカタを通して、生徒の様子を把握し、思いを共有する。
 - ・ 生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、生徒との人間関係づくりに努める。
 - ・ 休み時間にも教師が教室にとどまったり、校内巡視を行ったりするなどして生徒の様子から目を離さないようにする。
 - ・ 放課後の部活動は、顧問の指導の下に行い、生徒の様子を注視する。
- (2) アンケート等調査の実施
 - ・ 実態把握のためにアンケート調査（ジブンミカタの学校生活アンケート）を毎月末に実施する。1 ヶ月間の生活の様子や本人の悩み、周囲の人について気になることなどを記述させ、一人一人の样子の把握に努める。
- (3) 相談活動の充実
 - ・ 年度初めに、全校体制で相談活動の時間を確保する。
 - ・ 毎月実施するアンケート調査の結果や日々の教師の観察活動を通して、気になる生徒に対して昼休みや放課後、学級活動の時間等を利用して積極的に相談活動を行っていく。
 - ・ 生徒全員に対して、学期に1回以上は行うようにする。
- (4) 他者との連携・情報の共有
 - ・ 日頃から些細なことでも話し合える教職員間の人間関係を築き、教職員間の「報告・連絡・相談・報告」を大切にするよう心掛ける。
- (5) 地域及び関係機関との連携
 - ・ P T A、校区の小学校、地域の補導委員、駐在所等、地域の諸機関との連絡を密にする。問題行動が発生した場合は、青少年育成センター、ウイングサポートセンター等とも連携し対応に当たる。
- (6) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - ・ 学校は日頃より生徒はもちろん、家庭へも口頭やプリントにより、繰り返し注意を促していく。生徒や保護者を対象に外部講師を招き、利用の仕方についての研修会を実施する。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめ発生時（重大事態以外）の対処
 - 学年教員・生徒指導主事による関係生徒への速やかな聞き取り
(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように行ったか、事実を把握)
(自分が見たこと・聞いたこと、人から聞いたこと、分からないこと)
 - 学年団での情報共有と今後の対応策の検討（時系列の記録の蓄積）
 - ・ 被害生徒：状況の確認とケアの方法、保護者への連絡と報告内容
 - ・ 加害生徒：状況の確認と指導内容について、保護者への連絡と内容
 - ・ 被害生徒と加害生徒との関係修復の方法について
 - 校内いじめ対策委員会での今後の対応と指導方法の確認
 - 対応後の管理職・校内いじめ対策委員会への報告（随時）
 - 関係した生徒への継続的な観察と指導
 - 関係保護者への状況報告と、今後の対応の確認

4 いじめ防止等の対策のための組織の設置

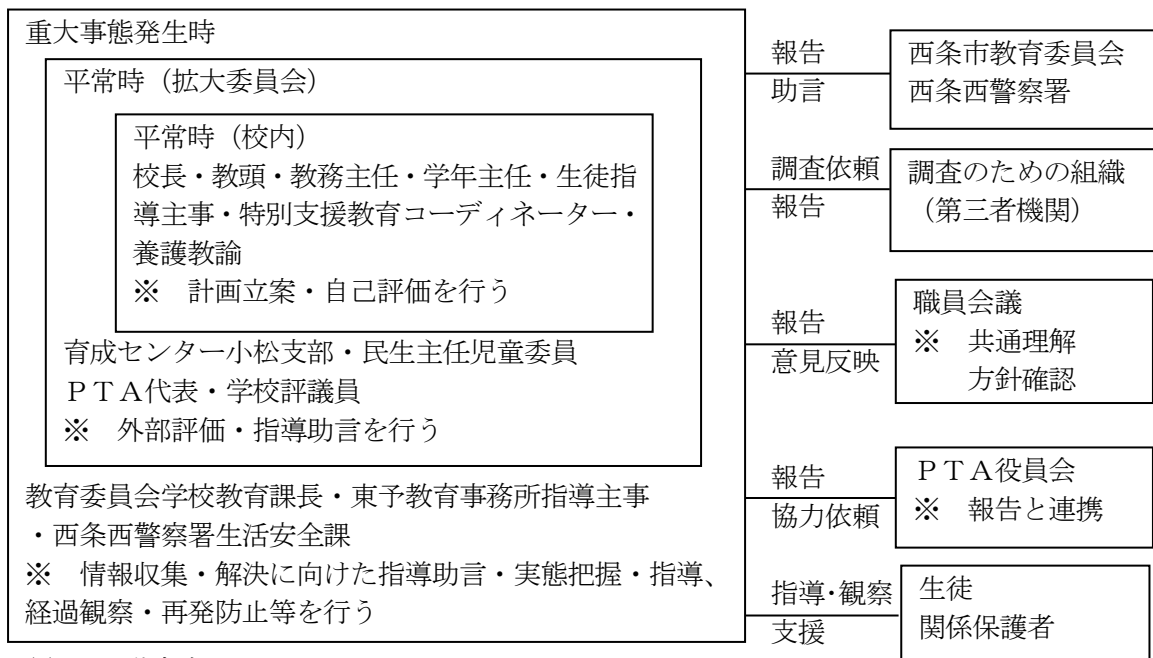
(1) 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」（表1）とする。

(2) 構成員

構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。ただし、状況に応じて外部から構成員を加え、拡大委員会とする。

表1 「いじめ防止対策委員会」の概念図



(3) 活動内容

- いじめの防止対策、早期発見への取組方法の見直し、修正
- 職員研修充実のための方策の検討
- 保護者、地域との連携方法の検討
- いじめ防止に係わる年間計画の見直し、修正

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認めるとき。

(2) 調査組織「いじめ対策委員会」を開く。

○ 構成員

「いじめ対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。ただし、状況に応じて外部から構成員を加え、拡大委員会とする。

○ 対応

- ・ 学年教員・生徒指導主事による関係生徒への速やかな聞き取り（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように行ったか、事実を把握）
- ・ 該当学年生徒へのアンケート調査等による実態把握
- ・ 校内いじめ対策委員会での対応協議
- ・ 西条市教育委員会に調査報告し、随時指導助言を求める。
- ・ 必要に応じて、第三者的な立場の人や外部専門家を活用する。
- ・ 教育上必要があると認めるときは、いじめを行った生徒を別室で学習させる等の措置を取り、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- ・ 文部科学省に報告する。

○ 再発防止

いじめの再発防止に向けて、早期発見のための対策をより綿密に実施する。教師の学校生活全般における生徒の観察と、日記指導やアンケート調査による情報収集を徹底し、少しでも気にな

ることがある場合は、すぐに教育相談を行う体制を構築する。

7 関係諸機関との連携

- ・ 西条市教育委員会 … 管理職による報告と指導助言の依頼、校長会・教頭会での報告
- ・ 東予教育事務所 … 管理職による報告と指導助言の依頼
- ・ 西条西警察署 … 生徒指導主事による定期的な訪問と情報交換
- ・ 保護者・地域 … PTA役員会・西条市育成センター小松支部・青少年健全育成協議会等への協力依頼、学校評議員への報告と協力依頼、民生児童委員への情報提供と協力依頼、公民館活動への積極的な参加等

8 資料

表2 いじめの未然防止、早期発見のための年間計画

	教員、生徒の活動	PTAとの連携
常時	・ 登校時のあいさつ運動での観察 ・ 教室内の机・ロッカーなどの持ち物の観察 ・ 朝の学活での健康観察や表情の確認 ・ 授業中の表情と学習状況の観察 ・ 日記の点検による人間関係づくりと情報収集 ・ 昼休みや休憩時間での観察 ・ 保健室、相談室の利用状況の確認 ・ 給食時間の様子や食欲等の観察 ・ 部活動への参加状況や活動状況の確認 ・ いじめ・生活調査（毎月） ・ 道德教育の充実による心の育成（随時）	学校だよりによる情報提供（毎月） ホームページによる情報提供（毎日） PTA総務役員会での情報交換（毎月）
1 学期	・ 入学式、新入生オリエンテーション（4月） ・ 体育大会（5月） ・ 教育相談活動（6月） ・ 集団宿泊研修＜1年生＞（6月） ・ 生徒総会（7月） ・ 学期末三者懇談会（7月） ・ 授業評価（教科ごと） ・ 学校評議員会（7月）	参観日・PTA総会（4月） 家庭訪問（4月） 一日参観日（4月） PTA球技大会（11月） 保護者学校評価（7月） 学期末懇談会（7月）
2 学期	・ 教育相談活動（11月） ・ 人権・同和教育校内研修会（10月） ・ 文化祭（10月） ・ 修学旅行＜2年生＞（11・12月） ・ 学期末三者懇談会（12月） ・ 授業評価（教科ごと） ・ 生徒会役員選挙（12月）	学校評価結果の報告 一日参観日（月） 人権・同和教育参観授業、講演会（11月） 保護者学校評価（12月） 学期末懇談会（12月）
3 学期	・ 教育相談（2月） ・ 学年末三者懇談会（3月） ・ 学校評議員会（3月） ・ 卒業生を送る会（3月） ・ 卒業式（3月）	学校評価結果の報告 一日参観日（月） 学年末三者懇談会（3月）

※ 月1回開催する職員会議で、生徒の詳細な情報交換をする。

9 その他

- (1) 学校評価のいじめに関する項目の質問内容を、職員会議等で随時検討する。
- (2) ホームページには必要な情報を掲載し、地域や保護者との連携を図る。